

P T A 規約



令和5年3月改訂版
卒業まで使用しますので大切に保管してください

所沢市立上山口中学校 P T A

〒359-1153 所沢市上山口 72 番地

TEL : 04-2928-0300

令和5年4月発行

上山口中学校PTA会則

第1条 名称および事務所

この会は、所沢市立上山口中学校PTAと称し、事務所を同校におく。

第2条 目的および活動

この会は、学校と家庭と社会における生徒の健全な育成と幸福の増進をはかるとともに、会員の教養を高め親和を深めることを目的とする。

この目的をとげるために次の活動をする。

- 1 会員相互の研修活動を盛んにし学校教育と家庭教育への理解を深めること。
- 2 生徒の安全と健康に関すること。
- 3 生徒の校外生活の健全な育成に関すること。
- 4 会員相互の教養を高め、親睦をはかること。
- 5 その他、会の目的達成のため必要と認められる活動をする。

第3条 方針

この会は、自主的・民主的に組織され運営される任意団体である。

- 1 特定の政党や宗教にかたよることなく、どの様な個人や団体からも支配・干渉を受けない。
- 2 青少年の育成ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 3 営利を目的とするような行為は行わない。

第4条 会員

この会は、上山口中学校に在学する生徒の父母（これに代わる保護者）と同校に勤務する教職員によって構成される。

- 1 会員は、入会に際し入会届を提出し会費を納める。
- 2 会員は、各人平等の権利と義務を有する。

第5条 会計

- 1 この会の経費は、会費等でまかなわれる。
- 2 会費の額は、総会で決定する。
- 3 この会の経費は、総会で決定された予算に基づいてまかなわれ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 4 特別な事情があると会長が認めた会員については、会費を免除することが出来る。
- 5 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 会計監査

- 1 この会に会計監査を2名(P)置く。
- 2 会計監査は、この会の会計を監査し総会で報告する。
- 3 会計監査の任期は1年とする。

第7条 総会

総会は、全会員が出席の義務と権利を有するこの会の最高議決機関である。

- 1 定期総会は、年度初めに開催される。臨時総会は、会員の1/3以上の要求のある場合、および運営委員会が認めた場合に開催されなければならない。
- 2 総会の定足数は、出席者と委任状を含め全会員の1/3以上とする。
- 3 議決は、出席者の過半数をもってする。

- 4 総会は、出席者の中より議長・書記を選出する。
- 5 定期総会は、次のことを審議し承認および決定をする。
 - (1) 事業報告・決算報告の事項
 - (2) 事業計画・予算案の事項
 - (3) 本部役員および会計監査に関する事項
 - (4) 規約改正および会費に関する事項
 - (5) その他、この会の組織・運営に関する事項

第8条 個人情報の取り扱い

- 1 この会は、取得した個人情報を次の目的で使用する。
 - (1) 会費の納入管理のため
 - (2) 総会資料作成、活動における行事等の案内(メール連絡含む)、及び、各イベント等への参加者確認のため
 - (3) 活動の企画・検討・連絡調整のため
 - (4) 役員・委員等の選考・選出のため
 - (5) 役員名簿作成のため
- 2 この会は、次の個人情報を第8条1に定めた利用目的を示した上で、PTA会員より取得する。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号
 - (4) メールアドレス
- 3 この会が取得した個人情報は、この会の事務局に相当する書記が保管する。
 - (1) 紙ベースの個人情報は、施錠できるロッカー等に保管する。
 - (2) 電子データの個人情報は、所沢市情報セキュリティポリシーに則り保管する。
- 4 この会の事務局である書記は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。
- 5 この会は、第8条1に定めた利用目的で本人の同意を得た上で、取得した個人情報を所沢市PTA連合会へ提供する。それ以外の第三者に対しては提供しない。
- 6 この会が所有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、この会は遅滞なく対応しなければならない。
- 7 この会は、保有している個人情報について利用する目的が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。

第9条 運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり会の運営にあたる。

- 1 この委員会は、次のものによって構成される。

本部役員・学年委員会・地区委員会・広報委員会・教養委員会の正副委員長、各委員会担当代表教職員。
- 2 運営委員会の任務は、次の通りとする。
 - (1) 総会の運営。
 - (2) 総会に提出する予算案と議案書の作成。
 - (3) 学年委員会・専門委員会・地区委員会およびこの会全体の事業計画について審議し調整する。
 - (4) その他、重要な事項および緊急事項について審議し決定し執行する。
- 3 この委員会は、過半数の出席をもって成立する。議決は出席者の2/3以上とする。

第10条 本会本部役員会を設定する。

- 1 本部役員会は、次の本部役員によって構成される。

会長	1名 (P)
副会長	3名 (P 2名、T 1名)
書記	3名 (P 2名、T 1名)
会計	3名 (P 2名、T 1名)
- 2 本部役員の任務は、次の通りとする。
 - (1) 会長は、この会を代表し各種会議を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し必要ある時はこれに代わる。
 - (3) 書記は、会務の記録・事務にあたる。
 - (4) 会計は、この会の会計にあたる。
- 3 本部役員は、全会員の中から民主的に選出されなければならない。
- 4 本部役員の選出方法は、細則に定める。決定は総会の承認を必要とする。
- 5 本部役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 6 本部役員に欠員が生じた場合、運営委員会で協議し補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本会目的を達成するために、学年委員会・地区委員会・広報委員会・教養委員会を設定する。

第12条 学年委員会

- 1 各学年の学年委員と教員で構成する。
- 2 1、2年生の各クラスより2名ずつ、3年生は学年全体よりクラス数×2名を選出する。
- 3 各学年委員より委員長1名、副委員長2名を選出する。
- 4 学校と連絡調整をはかり諸活動する。

第13条 地区委員会

- 1 各地区より選出された地区委員と教員で構成する。
- 2 決められたブロック順により委員長1名、副委員長3名を選出する。
- 3 各地区間の連絡をはかり地区の諸活動をする。
- 4 地区の設置と名称は、運営委員会で協議し決定する。

第14条 広報委員会

- 1 各学年の広報委員と教員で構成する。
- 2 1、2年生の各クラスより1名ずつ、3年生は学年全体よりクラス数×1名選出する。
- 3 委員長1名、副委員長2名を選出する。
- 4 P T A活動を会員に知らせ、会員の情報交換および啓発のため会報を発行する。

第15条 教養委員会

- 1 各学年の教養委員と教員で構成する。
- 2 1、2年生の各クラスより1名以上ずつ、3年生は学年全体よりクラス数×1名以上選出する。
- 3 委員長1名、副委員長2名を選出する。
- 4 会員の教養を高め学校教育と家庭教育の理解を深めるため計画を立て活動する。

- 第 16 条 学校長
学校長は、各会議に出席し助言・意見を述べる事が出来る。
- 第 17 条 この会の規約の改正は、総会出席者 2 / 3 以上の議決で行う。
- 第 18 条 この会の運営に必要な細則は、別に定める事が出来る。
- 第 19 条 この会は、会長が必要と認めたとき運営委員会の承認を経て、特別委員会を置く事が出来る。
- 第 20 条 この規約は昭和 60 年 12 月 18 日から施行する。
※平成 10 年 5 月 08 日 一部改正
※平成 22 年 4 月 24 日 一部改正
※平成 23 年 4 月 23 日 改正
※平成 25 年 4 月 20 日 一部改正
※平成 30 年 5 月 06 日 一部改正
※令和 5 年 3 月 13 日 一部改正

細 則

この細則は、この会の運営に関し必要な事項を定める事を目的とする。

この細則の変更は、運営委員会で審議・決定し総会に報告する。

1. 1 会員は 1 世帯とする。
2. 会員は、運営委員会を傍聴する事が出来る。また、会員はどの委員会にも意見書を提出する事が出来る。
3. 総会の議長・書記は、P T A 会員とする。（前年度会員も含む）
4. 総会の議決が賛否同数の場合は、再度審議する。
5. 本部役員の選出について
 - (1) 1・2 年の会員は、各クラスにおいて本部役員候補者を選出するための話し合いを持ち、1 名以上を選出する。
 - (2) 1・2 年の会員は、3 クラス以下になった時は、各学年において本部役員候補者を選出するための話し合いを持ち、4 名以上を選出する。
 - (イ) この話し合いは、全員参加を原則とする。
 - (ロ) 選出にあたって考慮する点を以下と定める。
 - ① 本部役員を引き受けられない事情。
(家庭の事情、家族・ご自身の病気など) のある方。
 - ② 母子・父子家庭の方。
 - ③ 一度本部を経験された方、現運営委員。
 - ④ 次年度、未就学児のいる方。
但し②・③・④に関しては、本人の意思を優先できる。
 - (3) 選出された候補者は、互選会に出席し役職を決定する。
 - (4) 本部役員の選出には、選出管理委員会があたる。但し、必要に応じて本部役員に協力を求めることができる。
 - (イ) 選出管理委員会の構成
3 年の各クラスから 1 名、来年度会員資格の無くなる委員を選出し、うち委員長 1 名、副委員長を選出する。
 - (ロ) 選出管理委員会の任務
選出管理委員会は、互選会についての理解を深めるための活動をする。又、本部役員候補者が各クラスより選出されるのを管理し、互選会を開き決定されることに責任を持ち、会を司会進行する。
 - (ハ) 選出管理委員会における協議事項及び内容は、原則として非公開とする。
 - (ニ) P T A 総会で承認される前に、本部役員候補者に欠員が生じた場合、互選会に選ばれた者の中から補充することとする。

6. 会費

この会の会費年額 2,000 円とする。

但し、前期に転入した場合（～前期最終日） 2,000 円
後期に " (～ 3/31) 1,000 円

尚、転出された方への返金はありません。

1. ※平成 14 年 11 月 1 日改正（細則 5・(3)・(ニ)）
2. ※平成 16 年 4 月 28 日改正（細則 6）
3. ※平成 17 年 2 月 8 日改正（細則 5・(1)・(ロ)）
4. ※平成 17 年 11 月 10 日改正（細則 3）

5. ※平成 19 年 2 月 7 日改正（細則 5・（3）・（イ））
6. ※平成 20 年 2 月 12 日改正（細則 5・（3）・（イ））
7. ※令和 5 年 3 月 13 日改正（細則 5・（1）・（2））

上山口中学校 P T A 慶弔規定

この規定は、会員に関する慶弔が生じた場合、次によって慶弔の意を表す。

1. 会員死亡・・・・・・・・5,000 円
2. 生徒死亡・・・・・・・・5,000 円
3. 災害についての見舞金は、その都度、運営委員会で協議する。
4. その他、慶弔の必要が生じた場合は運営委員会で協議する。
但し、緊急の場合は本部役員会へ一任とする。

上山口中学校 P T A 謝礼規定

教職員の転退職の場合は、本校の謝礼規定により下記の金額に相当する記念品を贈呈する。

在籍 1 年の先生	1,000 円
在籍 2～5 年の先生	2,000 円
在籍 6 年以上の先生	3,000 円

※令和 2 年 6 月 8 日 一部改正

上山口中学校 PTA 組織図

